

消防団員出演によるP R動画作成
業務委託仕様書

埼玉県危機管理防災部消防課

第1 総 則

1 業務名

消防団員出演によるPR動画作成業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

3 目 的

現役の消防団員が出演し、消防団活動の魅力、やりがい等を伝える消防団のPR動画を作成するとともに、民間活力を活用した広報により消防団への促進を図るもの

4 本仕様書の取扱い

本仕様書は、企画提案用であり、企画提案競争後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせて修正の上、契約を締結する。

5 本業務の位置づけ

本事業は、総務省消防庁が社会環境の変化に対応した消防団運営を促進するため、企業等と連携した加入促進などの分野におけるモデル事業として行う「消防団の力向上モデル事業」を活用し実施するものである。

6 用 途

作成した動画等は、次の用途で使用するものとする。

- (1) 埼玉県が運営するYouTube「埼玉県公式チャンネル」上での配信
- (2) 埼玉県が運営する埼玉県消防団ポータルサイト上での配信
- (3) その他、埼玉県及び埼玉県内市町村が消防団のPR活動として行う広報での配信

7 提出書類

(1) 契約時の提出書類

契約後、次の書類を遅滞なく提出すること。

- ア 誓約書（個人情報取扱いに関するもの）
- イ 業務責任者選任届
- ウ 作業スケジュール

(2) 打合せ後の提出書類

本業務に打ち合わせ後、打合せに使用した資料を添付した打合せ議事録を電子メールにて提出すること。

- (3) 撮影前の提出書類
撮影前に、撮影実施計画書を提出すること。
- (4) 広報前の提出書類
動画等を活用した広報を実施する前に、広報実施計画書を提出すること。
- (5) 業務終了時の提出書類等
業務完了後、業務完了報告書を提出すること。

8 成果物の納品

(1) 成果品の数量、納品期限

品 目	数 量	納品期限
DVDプレーヤーで再生するDVD	3 枚	令和5年12月15日(金)まで
アップロード用動画及びチラシデータを保存したDVD	2 枚	令和5年12月15日(金)まで
実施した広報の実績報告書	1 部	令和6年 2月23日(金)まで

9 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取り扱いには十分注意すること。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
また、納品後、使用料等の費用が発生することがないように処理すること。
- (3) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

10 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を順守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託計画が解除された後においても同様とする。

- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県が保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行にあたり受託者の責めに帰すべき事由により、埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり受託者の責めに帰すべき事由により、第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、埼玉県の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

第2 委託業務内容

1 業務内容

- (1) 動画の作成
- (2) チラシデータの作成
- (3) 動画等を活用した広報

2 動画作成の仕様

(1) 制作方針

消防団活動の魅力ややりがいが見られるような映像を制作し、消防団に関する無関心層、若年層及び女性が興味を持つ内容であること。

(2) 動画内容、制作本数及び再生時間

動画内容	再生時間	制作本数
消防団全般に関する動画	1 5 秒程度	1 本
	2 分から 5 分程度	1 本
学生消防団員に関する動画	2 分から 5 分程度	1 本
女性消防団員に関する動画	2 分から 5 分程度	1 本

(3) 企画及び構成

- ア 消防団活動の魅力ややりがいが見られる動画内容等を企画すること。
- イ 消防団員でない埼玉県民等が見ても理解できる内容とすること。
- ウ 知識、技術、経験等を活かし、視聴者に「観てみたい」と思わせるインパクトのある演出・効果を用いることにより、動画共有サイトにおいても、再生回数の増加が見込める映像とすること。

(4) 撮影

- ア 消防団を現地で撮影する回数は、4 回程度とする。
- イ 撮影を行う消防団との調整は、埼玉県が行う。
- ウ 人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。
- エ 撮影に際し、使用料、出演料、謝礼金等の費用が発生した場合は、受託者の負担とする。ただし、消防団員に対する費用はこの限りではない。
- オ 市町村や埼玉県が所有する動画素材の使用も可とするが、使用する場合は埼玉県と協議を行うこと。ただし、埼玉県の指示による場合は、その動画素材を使用すること。

(5) 編集

- ア 映像の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行うこと。
- イ 音声で表現されている情報は字幕として付与し、必要に応じてナレーションを挿入すること。
- ウ アスペクト比は「16：9」とすること。
- エ 各動画のサムネイル画像を作成すること。

(6) 校正

動画案制作後の校正（編集の修正）は2回以内とする。

(7) 成果品

- ア DVDプレーヤーで再生させるDVDビデオを3枚納品すること。
なお、このDVDに保存する動画のSD画質とすること。
- イ 動画共有サイトへのアップロード用にMP4のファイル形式で保存したDVDを2枚納品すること。
なお、このDVDには、「3 チラシデータ作成の仕様 (3) 成果品」のチラシデータも保存すること。
- ウ 上記イで納品する動画の画質はフルHD以上とすること。
- エ 納品するDVDがそれぞれ1枚のDVDに保存できない場合は、埼玉県と協議により決定する。

(8) その他

- ア 埼玉県への進捗状況の報告、意見交換を適宜実施すること。
- イ 動画の使用期限を定めないこと。
- ウ YouTube が定める利用規約を満たしていること。
- エ 納品後に、成果品に不具合が生じた場合、又は正常に上映できない場合は、正常に上映できる状態まで対応すること。

3 チラシデータ作成の仕様

(1) デザイン

- ア 親しみやすい消防団のイメージとなるよう色使い、文字フォント、表現をすること。
- イ 消防団の写真素材、イラスト等を用いること。
- ウ 消防団員募集の文言を入れるなど、消防団の加入に繋がるデザインとすること。
- エ 埼玉県消防団ポータルサイトに接続できる二次元バーコードを入れること。

オ クリアファイルに印刷しても違和感のないデザインとすること。

(2) サイズ

A4サイズ（片面）

(3) 成果品

「2 動画作成の仕様 (7) 成果品 ウ」のDVDに次のデータを保存し、納品すること。

ア 利用した素材（イラスト、写真、タイトル文字等）のデータ

イ 次のファイル形式のチラシデータ

【ファイル形式】 ai（アウトライン済み） / PDF / jpeg

4 動画等を活用した広報の仕様

(1) 消防団加入促進広報

ア 消防団の加入に繋がる効果的な広報を二つ実施すること。

イ 実施する広報のうち、一つは制作した動画を活用した広報とすること。

(2) 成果品

実施した広報の実績報告書を提出すること。